

新	旧	備考
前払購入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>令和6年8月27日</u> 一部改正 前払購入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	前払購入保険の引受方針について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00089 沿革 <u>令和6年2月28日</u> 一部改正 前払購入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。 記	
第1章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等（前払金の支払先） 第7条 保険契約の申込時において、前払購入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。<u>以下同じ。</u>）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号から第11号までの事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者に限るものとする。	第1章 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等（前払金の支払先） 第7条 保険契約の申込時において、前払購入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。）は、約款第3条第1号から第8号までの事由（以下「非常事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格、PN格、PU格又はPT格に格付けされている者、約款第3条第9号から第11号までの事由（以下「信用事由」という。）をてん補する場合は名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者に限るものとする。	前払購入契約の相手方の定義について、第8条及び第9条においても同様の定義を適用するため、「以下同じ。」を追記する。
第2章 相手国、船積国又は仕向国の国別引受制限（引受停止国） 第10条 引受停止国とは、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。）の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が相手国（<u>前払金を支払う相手方が所在する国。前払金を支払う相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金を支払う相手方が所在する国若しくは前払金の返還義務を負う者が所在する国とする。以下同じ。</u>）、船積	第2章 相手国、船積国又は仕向国の国別引受制限（引受停止国） 第10条 引受停止国とは、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知するもの。）の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が相手国、船積国又は仕向国となる前払購入契約については、保険契約を締結しない。キプロス北部トルコ占領地域及びジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国についても同様とする。	相手国について、前払金を支払う相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合の定義が不明確であったため、その場合は「前払金を支払う相手方が所

前払購入保険の引受方針について・新旧対照表

国又は仕向国となる前払購入契約については、保険契約を締結しない。キプロス北部トルコ占領地域及びジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国についても同様とする。		在する国若しくは前払金の返還義務を負う者が所在する国」と明示する。
附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和6年8月27日</u>〕 この改正は、<u>令和6年9月2日</u>から実施する。	附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和6年2月28日</u>〕 この改正は、<u>令和6年3月15日</u>から実施する。	